

## 大雨などの気象警報を市町村ごとに発表！

警戒の必要な地域をよりわかりやすくするため、気象警報・注意報を市町村を対象として発表します。

例えば、赤平市に災害発生のおそれがある場合、これまで、「赤平市を含む「空知地方」、「中空知」に対して警報・注意報を発表していましたが、5月27日からは、「赤平市」を明示して発表しています。

なお、テレビやラジオなどで大雨や洪水などの警報が放送されるときは、画面に表示できる文字数や読み上げ可能な文章の範囲内で伝える必要があるため、これまでどおりの地域名で放送される場合があります。

詳細な内容は、気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターの携帯電話サイト

【大雨警報】と【洪水警報】

などの気象情報について確認してください。

# 気象庁からのお知らせ

## Weather, Climate & Earthquake Information

### 気象庁ホームページ

<http://www.jma.go.jp/>

### 国土交通省防災情報提供センターの携帯電話サイト

<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/i-index.html>



大雨による災害は、がけ崩れなどの土砂災害、低い土地での床上浸水などの浸水害、河川のはん濫などの洪水害の3つに分けられます。このうち土砂災害は大量の雨で地盤が緩んだときに、浸水害は雨水がはけ切れないような強い雨が降るときに、また、洪水害は河川の流域の広い範囲に多くの雨が降るときに起こりやすくなります。

気象台ではこれらの特徴に合わせて、土砂災害の危険性が高いときに「大雨警報（土砂災害）」、短い時間に激しい雨が降り重大な浸水害のおそれがあるときに「大雨警報（浸水害）」、広い範囲に影響する河川ではん濫のおそれがある場合には「洪水警報」を発表します。

# 6月1日から6月30日は水防月間です

水害から国民の生命と財産を守り、水防の重要性に理解を深めていただくため、毎年6月を水防月間としています。

## ひざり!! という時のために…

### ■日頃の備え、家庭での対応策■

テレビやラジオなどで伝えられる注意報や警報に注意し、気象情報に日頃から関心を持つようにしましょう。

### 注意報・警報に注意する！

非常用の飲料水、食料や懐中電灯、ラジオ、衣類などを常に家庭に用意しておきましょう。

### 緊急時の必需品を用意する！

地域の避難場所や安全な避難経路を家庭で確認しておきましょう。  
避難場所・方法を確認する！

浸水してからの避難は危険です。激しい雨や河川の増水など、少しでも異常や危険を感じたらすぐに避難をしましょう。  
避難は指定の場所へ早めに！

問合せ 消防本部防災係 ☎ 32-3181

※詳しくは市ホームページや北海道防災情報をご覧ください。

平成18年11月の佐呂間町竜巻等の突風災害を契機に、積乱雲に伴う激しい現象に対する気象情報の改善に取り組んできました。5月27日からは、竜巻などの

急に暗くなったり、雷鳴が聞こえたり、電光が見えた場合は、竜巻や雷、強い雨の危険がありますので、すぐに安全な場所に避難しましよう。また、屋外活動の前には、気象情報や雷注意報を開始します。

## 雷・竜巻の1時間先までの予報を開始！

赤平市を含む「空知地方」、「中空知」に対して警報・注意報を発表していましたが、5月27日からは、「赤平市」を明示して発表しています。

なお、テレビやラジオなどで大雨や洪水などの警報が放送されるときは、画面に表示できる文字数や読み上げ可能な文章の範囲内で伝える必要があるため、これまでどおりの地域名で放送される場合があります。

詳細な内容は、気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターの携帯サイトに掲載される予定です。

問合せ  
札幌管区気象台業務課  
☎ 011-611-3217

# 國民年金です

20歳以上の学生で  
国民年金保険料を納めることが困難なときは  
**学生納付特例制度活用を！**

20歳以上の学生の方は、本人の前年所得が118万円以下であれば、申請して承認を受けると、在学期間中の保険料の納付を猶予することができる「学生納付特例制度」があります。

学生納付特例期間は、老後の年金を受けるための資格期間には算入されますが、年金額には反映されませんので、満額の年金を受けるために10年以内にあとから納めること(追納)をおすすめします。

なお、学生納付特例の承認期間は、4月から3月までとなっています。申請が遅れても4月までさかのぼって認められます。翌年度も引き続き同じ学校に在学される予定であることが年金事務所において確認できている方については、学生納付特例申請書(ハガキ)を送付いたします。必要事項を記入のうえ、返送いただすことにより翌年度についても学生納付特例の申請を行うことができます。ハガキが送られない方については、従来どおり必要書類を添付した申請書の提出が必要です。

**申請手続きには、在学証明書・印鑑をご持参ください。**

## Q 年金を受けている方が引越ししたときには? Question 年金

年金を受けている方が、引越しをした場合は、お近くの年金事務所に手続きが必要です。「住所、支払い機関変更届」に必要事項を記入して提出してください。なお、引越しと同時に年金の受け取り先を変更したいときは、この届けと一緒に変更することができますので、希望する金融機関や口座番号などを記入し、金融機関の証明を受けて提出してください。

### ▶年金証書を紛失したときは…

「年金証書」を汚したり、なくしたときは「年金証書再交付申請書」を年金事務所に提出し、「年金証書」の再交付を受けてください。

「年金証書」は、年金を受ける権利のあることを証明するものであり各種の届出や年金相談のときに必要になりますので、大切に保管しましょう。(「年金受給権者住所・支払機関変更届」「年金証書再交付申請書」は市役所市民年金係にもあります。)

▶問合せ 砂川年金事務所 国民年金課  
☎52-2144

# 消えた年金問題

## 年金記録の回復が早くなります

次の基準に当てはまる方は、年金記録確認第三者委員会で審議することなく、年金事務所の調査で、記録を回復できます。

### 年金事務所で迅速に記録を回復できる 基準が新たに追加されました

#### 1. 厚生年金

##### 標準報酬月額の改ざんの疑い

※6ヶ月以上さかのぼって標準報酬月額が大きく引き下げられている記録が事実に反していると疑われるなどの条件を満たす場合

#### 2. 厚生年金

##### 脱会手当金の誤った支給記録

※昭和49年まで発行されていた厚生年金の被保険者証に、脱退手当金を支給した表示(脱)がないなどの条件を満たす場合

※脱退手当金の支給日より前にその計算基礎にされていない厚生年金の期間があるなどの条件を満たす場合

#### 3. 国民年金

##### 2年以下の記録漏れ

※保険料納付記録がもれていますと思われる期間が2年以下であって、その他の期間は納付済みであるなどの一定の条件を満たす場合

このほかにも、確定申告書の控えが残っている場合や、お勤めの事業所が廃止された後に厚生年金の加入記録がさかのぼって変更されている場合などの回復基準があります。

◎お問合せは、お近くの「年金事務所」までお気軽はどうぞ。

砂川年金事務所 お客様相談室

☎28-9003

厚生労働省・日本年金機構

## 申請はお済ですか



■現況届の用紙を送付していま  
す。

現在、子ども手当の受給資格  
がある方で、現況届の提出が必  
要な方へ、6月上旬に用紙を送  
付します。

提出期限が6月末日となつて  
いますので、注意事項を確認の  
上記載し、子ども未来・医療給  
付係まで提出してください。未  
提出の方は、子ども手当を受給  
することができませんのでご注  
意ください。

※平成22年4月1日以降に子ど  
も手当の申請手続きを行った方  
については、平成22年度に限り、  
現況届の提出は必要ありません。  
ただし、申請内容に変更があつ  
た場合は、随時届出が必要です。  
■子ども手当の新規申請はお済  
ですか？

これまで児童手当の対象では  
なかつた中学2年・3年生にな  
つた子どもを養育している方  
は、9月30日(木)までに申請いた  
だければ、4月分からの子ども  
手当を支給します。

※該当する方には、4月に申請

■お願い  
書をお送りしています。

子ども手当は、次代の社会を  
担う子ども一人ひとりの育ちを  
社会全体で応援するという趣旨  
のもとに支給されるものです。

子どもの育ちのための費用で  
ある給食費や保育料等を滞納し  
ながら、子ども手当が子どもの  
健やかな育ちと関係のない使途  
に用いられるということは、子  
ども手当の趣旨にそぐわないも  
のと考えられます。

子ども手当の趣旨や受給者の  
責務を踏まえ、給食費や保育料  
等の滞納がある方は、子ども手  
当を滞納解消に充てるようお願  
いします。

漏水の早期発見のためにも、  
月に数回はメーターを確認  
しましょう。

問合せ 上下水道課 ☎ 32-2218

## 上下水道課からのお知らせ

これから暑くなる季節、水を  
使う機会や量も増えてくると思  
います。水の使い方を工夫して  
みましょう。

これから暑くなる季節、水を  
使う機会や量も増えてくると思  
います。水の使い方を工夫して  
みましょう。



## きれいな水は



第51回水道週間協賛懸賞募集特選



平成22年6月1日から6月7日までの1週間に  
わたり、第52回水道週間が実施されます。

### 第52回水道週間スローガン

水道に  
寄せる安心  
飲む安心